

## **[事案 23-172] 特約無効確認・既払込保険料返還請求**

・平成 24 年 12 月 4 日 和解成立

### **<事案の概要>**

加入時に、募集人から対面募集されておらず、無断で多くの医療保険特約等に加入させられたこと等を理由として、特約等の無効および特約等の既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 14 年 11 月に定期保険に、同年 12 月に利率変動型積立保険にそれぞれ加入したが、これは、募集人による執拗な電話勧誘の末に加入したものであり、対面募集がなされず、対面での署名捺印をしなかった。職場を訪問した保険会社職員および社医の加入診査において、生命保険加入の意思については同意したが、医療保険特約等については一切説明がなく、これらの付加については同意していないので、特約等を無効とし、特約等の払込保険料を返還してほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 募集人は、申立人から、申立人の妻へ保険の説明するように言われたため、妻に対して説明をしたのであり、妻を介して申立人への説明はされていたのであるから、申立人には保険加入の意思はあった。
- (2) 申込書には特約等が記載されており、申立人はそれを了解のうえで申込みをしている。
- (3) 申立人は毎年の保険料を入金しており、保険会社は毎年申立人に対して、契約内容を説明する資料を送付していることから、申立人は本契約に特約等が付加されていることを認識していた。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会では、申立人が、生命保険加入の意思があったことを認めつつも、契約者である申立人と面談することなく、十分な説明もなしに無断で多くの特約等に加入させたとして、本契約の特約等の無効を求めていることから、特約等の加入について、申立人の妻には代理権を授与していないとして、無権代理（民法 113 条 1 項）を主張し、仮に申立人の妻に特約等の締結の代理権があったとしても、妻が加入する保険を、特約等の付いていないものであると錯誤をしていた（民法 95 条）と主張しているものと解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面、および申立人、募集人への事情聴取の内容にもとづき審理した。

審理の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項を適用して、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 申立人は以下の事実を認めており、これらの前提として、生命保険の加入について、申

立人の妻が申立人を代理し、募集人を通じて手続を行うことを申立人が承認していることから、申立人の妻に対して、本契約締結についての代理権を授与していたと認定せざるを得ず、無権代理の主張は成立しない。

- ①生命保険加入の意思をもっていた。
- ②申立人の妻と一緒に社医診査を受けた。
- ③申立人自身が告知書に記入した。
- ④申立人の職場を訪問した保険会社職員による「生命保険加入の意思」の契約確認において、同意したことを認めた。

(2)以下の理由により、申立人の妻が、本契約に特約等が付加されていないものであると錯誤したと解することは困難である。

- ①申立人の妻は、本契約の申込書を自分で作成したことを認めているが、その申込書の表面には、本契約の特約等およびその保険料が明記されており、それを見れば特約等の内容と対応する保障金額は分かるようになっている。
- ②平成 14 年 11 月、申立人の妻は、本契約等の保険料を保険会社に送金し、その後も、本契約の特約等が解約される平成 18 年 11 月頃まで、特約等に係る保険料を含む保険料が支払われている。
- ③保険会社は、加入後、本契約の保険証券を送付しており、その証券には、本契約の特約等の内容および保険料合計額が記載されている。
- ④申立人の妻は、遅くとも本契約加入の 1 年後には、保険会社からの通知により契約の内容を確認しているが、本契約の特約等が解約される平成 18 年頃までに、申立人から特約等についての異議が述べられた形跡はうかがわれない。

(3)仮に、上記の点について、申立人の妻において錯誤があったとしても、特約等とその保険料の記載のある申込書に署名押印をしている以上、申立人の妻には、錯誤に陥ったことについて、重大な過失があると判断せざるを得ず、申立人から錯誤を主張することはできない。

(4)しかしながら、本契約の申込み過程には、以下のとおり、看過しえない問題があった。

- ①契約申込みの際、募集人は電話による説明で募集行為を行ったが、電話での説明時間は 10 分から 15 分程度であるが、特約等の種類が多いこと、保険金額が高額であること、内容が複雑であること等を踏まえると、その説明時間は短すぎるといわざるを得ず、申立人の妻が十分に保険内容を理解することができなかつたと思われる。
- ②平成 14 年 11 月、保険会社職員が申立人に対して契約確認を行った際、募集経緯に問題があるとされ、その後募集人に対する調査が行われたが、その際に募集人から虚偽の報告がなされたにもかかわらず、再調査等はなされず、本契約が成立したことが認められる。

#### 【参考】

民法 95 条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。

民法 113 条（無権代理）

代理権を有しない者が他人の代理人としてした契約は、本人がその追認をしなければ、本人に対してその効力を生じない。

2 追認又はその拒絶は、相手方に対してしなければ、その相手方に対抗することができない。ただし、相手方がその事実を知ったときは、この限りでない。